

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

- 岡山県自然保護センターの指定管理者の募集
 - 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の指定管理者の募集
 - 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧
 - 土地改良事業施行認可申請の縦覧
 - 公共測量の終了
 - 土地収用法に基づく立入りの許可
 - 第五十三回採石業務管理者試験の実施
 - 岡山県牛窓ヨットハーバーの指定管理者の募集
 - 都市計画の変更案の縦覧
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - 落札者等の決定
- 【人事委員会】
- 令和六年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施
 - 令和六年度障がい者対象の岡山県職員（事務）等採用試験の実施

自然環境課

地域福祉課

経営支援課

耕地課

監理課

〃

河川課

港湾課

都市計画課

建築指導課

用度課

人事委員会

〃

目次

担当課（室）

〔四一〕岡山県自然保護センター条例（平成三年岡山県条例第三十一号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県自然保護センター（以下「センター」という。）

2 所在地

和気郡和気町田賀七三〇

3 施設概要

(1) 全体面積 約一〇〇ヘクタール

(2) 施設内容 センター棟、タンチョウ飼育施設、フィールド施設、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県自然保護センター条例施行規則（平成三年岡山県規則第五十一号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県自然保護センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 センターの施設の利用等の許可に関すること。

2 施設及び設備の維持管理に関すること。

3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

センターの管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

- (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 募集要項の配布
- (1) 配布期間
- 令和六年八月十三日（火）から同年十月十一日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

- (2) 配布場所
- 岡山県環境文化部自然環境課自然保護班
〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号
電話 〇八六―二二六―七三〇九（直通）
ファックス 〇八六―二二四―七五七二
電子メールアドレス sizen@pref.okayama.lg.jp
- (3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百十円分（令和六年十月一日以降に郵送することとなる場合は二百七十円分）の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化部自然環境課のホームページからダウンロードすることもできる。

- 3 募集説明会（現地説明会）
- (1) 開催日時
- 令和六年九月二日（月）午後一時三十分から
- (2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

- 4 指定の申請の受付
- (1) 受付期間
- 2 (1)の期間
- (2) 提出書類
- ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
- イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ウ 法人等の概要
- エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成

されていない法人等にあつては直近事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和六年十月十一日(金)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県環境文化庁指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(令和六年十一月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することができる。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔四一二〕岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（以下「会館」という。）

2 所在地

岡山市北区南方二丁目一三番一号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 一七、五四六平方メートル
- (2) 建築面積 六、五五九平方メートル
- (3) 延床面積 二〇、七九七平方メートル
- (4) 施設内容

ア 本館 福祉関係団体事務所、会議室（十一室）、県機関・指定管理施設、駐
車場等

イ 記録資料館 収蔵スペース、利用サービススペース、作業スペース等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う会館の管理の基準は、条例、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則（平成十七年岡山県規則第十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 会館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関する事

2 施設等の維持管理に関する事

3 その他会館の運営に関する事

四 指定管理者の指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、会館の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の会館の管理運営に係る収入のほかに、会館の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項(同項を準用する場合を含む。)の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税(県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税)並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

イ 暴力団(岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和六年八月十三日(火)から同年十月十一日(金)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。)を除く。

(2) 配布場所

岡山県子ども・福祉部地域福祉課地域福祉推進班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七三二一(直通)

ファックス 〇八六―二二六―七三三二

電子メールアドレス chifuku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接受け取ること。また、岡山県子ども・福祉部地域福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/363/>

3 募集説明会(現地説明会)

(1) 開催日時

令和六年八月二十七日(火)午後二時から午後四時三十分まで

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(以下「指定申請書」という。)

イ 会館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前事業年度を除く直近の三事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和六年十月十一日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県子ども・福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が会館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(2) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(3) その他会館の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和六年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又

- 十 7 は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
六 2 (2) の場先
六 2 (2) の場所

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

〔四一三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 総社フアッシュンモール

所在地 総社市井手字古頃一〇七六番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年四月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千八十八平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 九十一台

(2) 駐輪場の収容台数 二十台

(3) 荷さばき施設の面積 七十二平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十一・九二立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

令和六年七月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年八月十三日から同年十二月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

〔四一四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区7号	(小規模土地改良(かんがい排水)事業)	(
錦東32―1樋門	(非補助土地改良(かんがい排水)事業))
錦六区横11南樋門		(
桜川北沖2番川樋門)
西七区6号樋門		(
北七区支線35号)
北七区支線48号2)
北七区支線50号2)
北七区支線85号)
宗津川丘2番交差東樋門)
川張潮廻し1号樋門)
縦覧に供する書類)
土地改良区定款)
事業計画書)
縦覧の期間)
令和六年八月十三日から同年九月三日まで)
縦覧の場所)
岡山県備前県民局農林水産事業部)

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

〔四一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市長船町飯井地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和六年七月二十六日	終了年月日

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

〔四一六〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類 六十六kV土庄線N・五十九〜六十九経年鉄塔建替工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和六年八月十三日から令和七年三月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域
岡山県玉野市石島字芦之浦、字西之奥

〔四一七〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十三回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地
テクノサポート岡山 中会議室

二 試験期日

令和六年十月十一日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

令和六年八月十三日（火曜日）から同年九月十二日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇
岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千円（収納専用窓口で手数料を納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。以下同じ。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一―七四七八）又は各県民局建設部に行うこと。

〔四一八〕岡山県牛窓ヨットハーバー条例（昭和六十二年岡山県条例第二十六号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県牛窓ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）

2 所在地

瀬戸内市牛窓町牛窓五四一四番地の七

3 施設概要

- (1) 面積 六九、〇〇〇平方メートル（水域 三九、〇〇〇平方メートル、陸域 三〇、〇〇〇平方メートル）
- (2) 保管可能隻数 デインギーヨット二百九十三隻、クルーザーヨット百六十七隻（海上百四隻、陸上六十三隻）

(3) 施設内容

- ア クラブハウス 管理事務室、会議室（三）、軽食喫茶室、ロビー、シャワー室等
- イ 研修施設 研修室、食堂、和室等（収容人員五十五名（宿泊））
- ウ 艇庫 六十四艇収容
- エ 保管施設 デインギーヤード（陸置き）、クルーザーヤード（陸置き）、浮桟橋
- オ 斜路 デインギー用、クルーザー用
- カ 昇降施設 上架能力十五トン一基、船台四基
- キ 修理施設 ヨットの軽易な補修をするためのヤード
- ク 保管庫 二棟
- ケ 駐車場 七十六台収容
- コ 障害者用トイレ 一棟
- サ 外郭施設 防波堤二基
- シ 水域施設 航路、泊地
- ス これらの施設に附帯する施設 フェンス、植栽、緑地等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うヨットハーバーの管理の基準は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）並びに同法に基づく政令及び省令、条例、岡山県牛窓ヨットハーバー条例施行規則（昭和六十二年岡山県規則第四十四号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）並びに別に示す岡山県牛窓ヨットハーバー指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 ヨットハーバーの施設の利用の許可に関すること。
- 2 ヨットのための施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他ヨットハーバーの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費、利用料金、指定管理料等

1 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、ヨットハーバーの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

2 消耗品の交換、一件当たり一〇万円まで、かつ、年総額四〇万円までの施設等の修繕及びボイラー、フォークリフト等の備品の法定点検については、指定管理者の負担とする。

3 利用料金等の収入額が管理運営費等の支出額に満たないと見込まれる場合は、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払うものとする。

4 指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

5 指定管理者が指定の申請時に提出する収支予算書において利用料金等の収入見込額が管理運営費等の支出見込額を超える場合は、県は、指定管理者に対し、指定管理料を支払わず、当該超える額（以下「予定剰余金」という。）の二分の一に相当する額（以下「予定剰余金納入額」という。）を、指定管理者は、会計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに県へ納入するものとする。

6 毎会計年度終了後、利用料金等の収入額が管理運営費等の支出額を超えた場合は、県は、指定管理者に対し、指定管理料を支払わず、当該超えた額（以下「決算剰余金」という。）が予定剰余金を超えた場合は、当該超えた額の二分の一に相当する額を、指定管理者は、県へ納入するものとする。なお、決算剰余金の額が予定剰余金の額以下の場合においても、予定剰余金納入額の額は、原則として変更しないものとする。

7 県へ納入する額、納入方法及び納入時期については、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) クルーザーヨットの保管、昇降等の施設の管理業務を行った実績を有する法人等又は当該業務に携わった経験を有する者を業務に従事させることができる法人等であること。

(3) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

- (4) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 募集要項の配布
 - (1) 配布期間
令和六年八月十三日（火）から同年十月十一日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を含め）を除く。
 - (2) 配布場所
岡山県土木部港湾課港政班
〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号
電話 〇八六一二二六一七四八四（直通）
ファックス 〇八六一二二七一五五五一
電子メールアドレス kowan@pref.okayama.lg.jp
 - (3) 配布方法
(1)の期間内に(2)の場所において直接受け取ること。また、岡山県土木部港湾課のホームページからダウンロードすることもできる。
ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>
- 3 募集説明会（現地説明会）
 - (1) 開催日時
令和六年八月二十八日（水）午前十時三十分から
 - (2) その他
(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。
- 4 指定の申請の受付
 - (1) 受付期間
2(1)の期間
 - (2) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
 - イ ヨットハーバーの管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - ウ 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要が分かる書類
 - エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
- カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

- キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - ク 役員の名簿
 - ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の申立書
 - コ 1 (4)の欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - サ その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法
- 2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和六年十月十一日(金)必着とすること。
- 七 指定管理者の候補の選定
- 1 指定管理者候補選定委員会の設置
岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。
 - 2 審査基準
 - (1) 事業計画の内容がヨットハーバーの利用者の平等な利用を確保することができ
るものであること。
 - (2) 事業計画の内容がヨットハーバーの機能を最大限に発揮させるとともに、その
管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
 - 3 選定結果の通知等
指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」とい
う。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(令和六年十
一月を予定)
- 八 指定管理者の指定
- 指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、
指定管理者として指定する。
- 九 その他
- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等の
ため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び岡
山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)に基づく情報公開の請求の対
象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又
は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項及び仕様書に定めるところによ
る。
- 十 問い合わせ先
- 六 2 (2)の場所

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

〔四一九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域の区域区分を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和六年八月十三日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域の区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

赤磐市の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び赤磐市建設事業部建設課

四 縦覧期間

令和六年八月二十八日から同年九月十一日まで

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

〔四二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月十三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前七二番一〇、七二番一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一番地二二四プレミアムローズ二〇一

浦上 康造

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月二十二日岡山県指令建指第三八八号

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

〔四二一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
小形除雪車（一・五m級―一・八m幅） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和六年八月二日
- 四 落札者の名称及び所在地
津山重機工業株式会社
津山市下田邑二二六六番地―二二
- 五 落札金額
四〇、二六〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六六〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和六年六月二十一日

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

◎岡山県人事委員会公示第七号

令和六年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和六年八月十三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	十名程度	知事部局（本庁、県民局等）等において一般行政事務に従事する。
土木	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

昭和五十九年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和五十九年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

試験区分	種目	内 容
行政	職務能力試験 論文試験 適性検査 資格加點	基礎的な職務能力について択一式による筆記試験を行う。 表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。 性格、心理等について検査を行う。 七の受験申込の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技能及び知識について行う。

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

語学	分野	期	情報	資格・免許・検定	英語	資格・免許・検定			
令和四年八月十三日から試験の申込みの時点まで			<p>経営支援・会計 経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）</p>	<p>日商簿記検定試験一級</p>	<p>中国語 中国語検定試験二級以上 中国語コミュニケーション能力検定五五〇点以上 漢語水平考試筆記試験六級一八〇点以上、筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上</p>	<p>韓国語 ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上</p>	<p>韓国語能力試験四級以上</p>	<p>実用英語技能検定（英検）準一級以上 TOEIC七三〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（iBT）七九点以上 国際連合公用語英語検定試験A級以上</p>	<p>資格・免許・検定</p>

なお、次に掲げる分野の資格・免許・検定については、次に掲げる期間に取得したものに限り加算する。

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

試験の期日	試験会場
令和六年十一月二十一日(木曜日)から同年十二月一日(日曜日)までのうち指定する日(第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場	
令和六年十月二十日(日曜日)	岡山会場 東京会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎 東京都千代田区平河町二丁目六番三号 都道府県会館

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

	土木	行政	試験区分	
口述試験	論文試験	口述試験	種目	内容
第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。		グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。		表現力、理解力、構成力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。

2 第二次試験

	土木		
適性検査	専門試験	職務能力試験	情報
性格、心理等について検査を行う。	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、材料・施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。	基礎的な職務能力について択一式による筆記試験を行う。	令和三年八月十三日から試験の申込みの時点まで(情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。)

員会事務局のホームページにて指定する。)

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年十一月一日(金曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年十二月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- 採用者は、任命権者(岡山県知事をいう。以下同じ。)からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。
- 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- 令和六年四月採用者(大学新卒者)の給料月額は、二〇七、四〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。

- 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和六年八月十三日(火曜日)から同年九月二十日(金曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載すること。
- 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第八号

令和六年度障がい者対象の岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

令和六年八月十三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
岡山県職員（事務）	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	若干名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、学校事務をつかさどる。
岡山県警察行政職員	若干名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

(1) 平成六年四月二日から平成十九年四月一日までに生まれた者

(2) 次のいずれかの交付を受けている者

ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の規定による申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書及び意見書

ウ 産業医によるイに準じる診断書及び意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

エ 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九の指定都市の長が交付する療育手帳

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターが作成した知的障害者であることの判定書
カ 精神障害者保健福祉手帳

(3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) い。日本の国籍を有しない者

令和6年8月13日 岡山県公報 第12625号

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	令和六年十一月三日（日曜日）
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	令和六年十一月二十八日（木曜日）から同年十二月四日（水曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年十一月十三日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年十二月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。

- 2 給与
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。

- (1) 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一七三、三〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

- 2 受験申込書は、令和六年八月十三日（火曜日）から同年九月二十日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 インターネットによる受験申込みは、令和六年八月十三日（火曜日）から同年九月二十日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。